

株主各位

東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
株式会社モルフォ
代表取締役社長 平賀督基

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.morphoinc.com/ir>



上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IRライブラリー」から「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「モルフォ」又は、

「コード」に当社証券コード「3653」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2026年1月28日（水曜日）午後6時まで**に議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年1月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

KANDA SQUARE 3階「ROOM」

※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第22期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第22期（2024年11月1日から2025年10月31日まで）

計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 吸収合併契約承認の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1)書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2)インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)代理人により議決権行使される場合は、議決権を有するほかの株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「会社の体制及び方針に関する事項」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

④株主総会参考書類の「第2号議案 吸収合併契約承認の件」のうち、「3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要」の「(3) AISの最終事業年度に係る計算書類等の内容」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本総会終了後、より多くの株主様に情報を発信するため、本年も当社ウェブサイトIRページにて株主様向け動画配信を実施いたします。動画配信は2月に予定しておりますので、当社ウェブサイトIRページ

(<https://www.morphoinc.com/ir/library/briefing>) をご参照ください。

◎株主様からのご質問については随时当社ウェブサイトIRページ

(<https://www.morphoinc.com/contact/ir>) にて受付しております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時
2026年1月29日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限
2026年1月28日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限
2026年1月28日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○○
御中
株主総会日 謝罪の数 XX個
XXXX年XX月XX日
XXXX年XX月XX日

1. _____
2. _____
3. _____

見本 ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX
○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」 の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」 の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

2026年1月28日(水曜日)

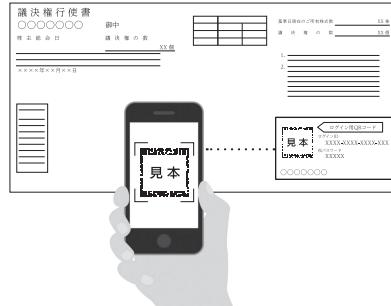
午後6時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

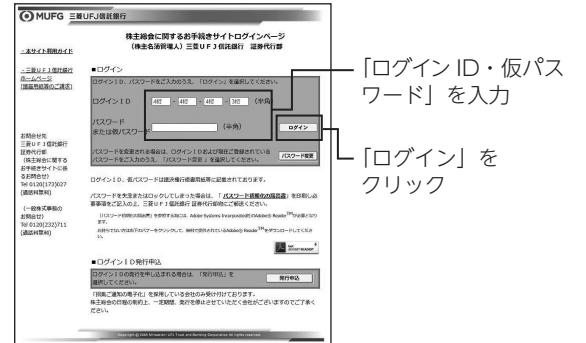
- ・書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

事 業 報 告

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の日本経済は、米国関税など輸出産業への逆風があるものの景気は底堅く、企業収益も高水準を維持しております。賃金上昇も続き、国内需要は概ね堅調に推移しています。金融政策の段階的正常化や積極的財政支出も、景気の下支え要因となっています。

一方で世界経済は、米国関税、中国経済の低迷、ウクライナ情勢の長期化に伴う資源価格高騰など、先行きの不透明感が続いております。地政学リスクや貿易摩擦が成長の下振れ要因となっています。

IT業界では、企業のDX投資やAI・機械学習・ビッグデータ解析の需要が引き続き堅調で、関連市場は良好な状況を維持しておりますが、IT人材の需給逼迫は依然として課題となっております。

このような状況下において当社は、2025年10月期より中期経営計画「Vision2027」を策定し、「Rise above what we see, to realize what we feel – 人間の目を拡張し、感動に満ちた世界を実現しよう」をビジョンに掲げ、テクノロジーによるイノベーションを通じて顧客価値の最大化を目指しております。当社グループでは、スマートデバイス、車載/モビリティ、DXの事業領域を戦略領域と定め、これら戦略領域においてイメージング・テクノロジーを軸にした付加価値の高いソリューションを開発することで、顧客企業の課題解決を図ってまいります。

スマートデバイス領域においては、中国のスマートフォンメーカー、ウェアラブルデバイスメーカーやODMメーカーの開拓を継続し、ライセンス収入の伸長に寄与いたしました。

車載/モビリティ領域においては、自動車メーカー及び車載機器メーカーとの関係を強化しAD/ADAS領域の開発を強化しております。

DX領域においては、営業力強化のためグループ再編を行い、再構築を進めております。

また、テクノロジー主導型のプロダクトアウトを目的とした未来創造室を立上げ、次世代技術や事業モデルの研究開発を強化しております。これにより、ソフトウェアに留まらずハードウェアやサービスと連携した事業創造を加速させることを目指しています。

この結果、当連結会計年度における売上高は3,359,633千円（前連結会計年度比1.7%増）、営業利益は45,847千円（前連結会計年度は営業利益257,073千円）、経常利益は71,962千円（前連結会計年度は経常利益298,033千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は77,574千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益301,484千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資等の総額は240,158千円であります。当該設備投資は、主にソフトウェア開発に必要な評価・測定のための機器の購入、研究開発に必要な各種プログラム開発用ソフトウェア及び品質向上に必須となる製品評価ソフトウェア等への投資、事務機器・備品・管理ソフトウェア等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年3月28日に公表しました「連結子会社の異動（株式譲渡）及び2025年10月期における関係会社株式の売却に関するお知らせ」のとおり、連結子会社であったTop Data Science Ltd.の株式を対象会社及び対象会社従業員に一部譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、『新たなイメージング・テクノロジーを創造する集団として、革新的な技術を最適な「かたち」で実用化させ、技術の発展と豊かな文化の実現に貢献する』ことを理念としております。

当社グループでは『Rise above what we see, to realize what we feel－人間の目を拡張し、感動に満ちた世界を実現しよう－』をビジョンとして掲げ、画像処理と画像認識技術の融合による新たな技術開発及び製品開発に積極的に取り組んでまいります。

① 新規事業領域への展開について

当社グループは、スマートデバイス、車載/モビリティ、DX市場を主要な事業領域としております。中でも車載/モビリティ、DX領域においては、カメラデバイスやIoT技術の活用が広がっており、当社グループの新規事業領域として成長戦略の柱になるものと考えております。

具体的には、車載/モビリティ領域においては自動運転・先進運転支援システム及びドライバーモニタリングシステム、DX領域においてはセキュリティカメラ及び建設で応用される画像処理やディープラーニング等を活用した画像認識技術等の開発を積極的に推進し、事業規模の拡大を図っていく方針であります。

② 海外市場への展開について

当社グループが更に事業規模を拡大させるためには、海外展開の加速が重要なテーマとなります。これまで、海外市場に精通した人材採用を進めることで社内の海外営業体制を強化するとともに、幅広いネットワークを有したビジネスパートナーとの事業連携を進め、海外顧客への営業活動を強化してまいりました。

今後においては、最先端の半導体やセンサー技術をもつ企業との協業を通じた処理高速化・低消費電力

化を推し進める一方、管理部門におけるグローバル人材採用を進め、海外展開の加速による事業規模拡大に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部統制委員会による定期的モニタリングの実施と改善を図ることにより適切に運用しております。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつ、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、グループ全体的に効率化された組織体制の更なる強化に取り組んでまいります。

④ 人材の育成等について

当社グループを取り巻く環境は急速に進化しており、顕在化しているニーズに対応するだけでなく、高度かつ革新的な技術・サービスが求められます。そのためには、専門的な知識・技術を有した人材の育成及び定着を図ることが重要であると考えます。加えて、新規事業領域への展開に向けた当該領域技術・業界動向に精通した専門知識及びスキルを有した優秀な人材の確保が必要になってくると考えております。当該領域の人材における獲得競争がますます激しくなる中で、更なる企業認知度向上、開発力の向上による採用力の強化及び人材育成に努めてまいります。

⑤ 知的財産権の確保等について

当社グループは研究開発主導型の企業として、既存の技術とは一線を画す新たな技術を世に送り出すことを社業の礎としております。ただIT・ソフトウェア分野においては、国内外大手電機メーカーや欧米IT・ソフトウェア企業等各社が知的財産権の取得に積極的に取り組んでおり、当社グループの属する画像処理の分野も例外ではありません。

新規性のある独自技術の保護及び当社の活動領域の確保のために、独自の技術分野については、他社に先立って特許権の取得、活用、維持を進めていく方針であります。

当社グループでは、専門的知識を有した社員を知的財産部門に配置し、技術部門との情報共有を密に図るとともに、他社の知的財産権の調査や出願手続等の一部は外部パートナーを活用しながら適切に取り組んでまいります。具体的には、事業全体の価値向上に寄与する特許権の取得を推進し、潜在的資産価値の最大化に向けて積極的に取り組むとともに、知的財産権の調査においては他社の知的財産権の侵害を回避し、安定・継続した事業の推進に寄与してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第19期 2022年10月期	第20期 2023年10月期	第21期 2024年10月期	第22期 (当連結会計年度) 2025年10月期
売上高(千円)	1,997,017	2,383,343	3,300,850	3,359,633
経常利益又は経常損失(千円)	△510,857	△192,951	298,033	71,962
親会社株主に帰属する当期純利益(千円) 又は親会社株主に帰属する当期純損失(千円)	△668,391	△300,183	301,484	△77,574
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(円)	△130.04	△58.53	58.60	△14.80
総資産(千円)	3,860,130	3,707,458	4,262,503	4,146,046
純資産(千円)	3,399,498	3,148,866	3,640,732	3,619,668
1株当たり純資産額(円)	662.79	613.93	696.68	689.14

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、期中平均株式数により算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第19期 2022年10月期	第20期 2023年10月期	第21期 2024年10月期	第22期 (当事業年度) 2025年10月期
売上高(千円)	1,384,939	1,592,505	2,019,607	2,096,463
経常利益又は経常損失(千円)	△569,150	△265,522	△46,428	121,277
当期純利益又は当期純損失(千円)	△801,501	△364,425	△36,765	5,590
1株当たり当期純利益(円) 又は1株当たり当期純損失(円)	△155.94	△71.05	△7.15	1.07
総資産(千円)	3,517,970	3,196,332	3,385,826	3,272,603
純資産(千円)	3,188,574	2,866,870	2,991,028	3,026,333
1株当たり純資産額(円)	621.67	558.95	572.35	576.18

(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は、期中平均株式数により算出しております。

2. 「1株当たり純資産額」は、期末発行済株式総数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社モルフォAIソリューションズ	日本円 100,000,000	100.0%	AIコンサルティングサービス、システムインテグレーション、ソフトウェア・ハードウェア販売等
Morpho US, Inc.	米ドル 650,000	100.0%	製品の販売支援、マーケティング等
Morpho Korea, Inc.	韓国ウォン 100,000,000	100.0%	モバイル端末向け画像処理技術の組込、開発サポート等
Morpho China, Inc.	日本円 150,000,000	100.0%	画像処理技術の販売活動及び組込、開発サポート等
Morpho Taiwan, Inc.	台湾ドル 14,000,000	100.0%	画像処理及びAIソフトウェアの販売活動、技術支援、マーケティング活動等

(注) Top Data Science Ltd.は株式の譲渡に伴い持分比率が低下したため、連結子会社から持分法適用会社としております。

(8) 主要な事業内容（2025年10月31日現在）

当社グループは、当社及び当社の連結子会社5社（株式会社モルフォAIソリューションズ、Morpho US, Inc., Morpho Korea, Inc., Morpho China, Inc., Morpho Taiwan, Inc.）の6社で構成されており、スマートフォン等の組込み機器をはじめとして、様々なプラットフォームにおいて画像を認知、処理、そして表現する、これら一連のプロセスに係る各種ソフトウェアを提供しております。

＜ソフトウェア製品について＞

当社グループは、デジタル画像に関する高度なアルゴリズムを創出すべく研究開発を行い、最先端の画像処理技術を駆使した各種ソフトウェアを製品化しております。現在の当社の技術及び製品の優位性は、機能を全てソフトウェアで実現しているため余計な容積を必要とせず壊れにくく、かつ消費電力が少ないという点であると考えております。

＜収益構造について＞

当社グループは主に、国内外のスマートフォン市場を中心にソフトウェア・ライセンス事業を営んでおります。当社が開発・ライセンス販売・顧客サポートを行うほか、連結子会社であるMorpho US, Inc., Morpho Korea, Inc., Morpho China, Inc.及びMorpho Taiwan, Inc.が海外顧客への販売・技術面でのサポートや海外市場のマーケティング活動を行うという体制で推進しております。

事業の売上高は①ロイヤリティ収入、②サポート収入、③開発収入で区分されます。当社グループの収益構成の概要は以下のとおりであります。

① ロイヤリティ収入

主に国内外の各種事業者等に対して、当社グループのソフトウェア製品を商用目的で頒布・利用することを許諾して、主に当社グループの製品が搭載された機器等の出荷台数に応じたライセンス料、利用期間に応じたライセンス料、あるいは機種限定での一括ライセンス料を收受する収入であります。

当該収入は、当社グループ単独又は他社と連携しながら、契約主体は当社グループと利用許諾先との間の直接取引としております。またライセンス料の收受方法は、出荷数実績に応じて收受する方式、ライセンス期間にわたり一定の金額を收受する方式と、引き渡し後に一括で收受する方式に大別されます。

② サポート収入

主に国内外の各種事業者等に対して、当社グループソフトウェア製品の利用を許諾することを前提とした当社グループ製品の実装（ポーティング）支援等を行う開発サポート収入と、当社グループソフトウェア製品を利用許諾した後に、一定期間の技術的なサポートを提供する保守サポート収入とに区分されます。

③ 開発収入

主に国内外の各種事業者等が試作機等へ実装し技術的な評価等を行う場合に、当社グループ技術や製品の利用範囲を限定して当社グループの標準的な画像処理エンジンを提供する収入や、新たな技術や製品・サービスを創出する際に、取引先の仕様により研究又は開発を請け負う収入であります。後者については、成果物の権利を双方で共有することができ、一定の条件を満たせば当社グループが単独でライセンスビジネスを行うことができます。

(9) 主要な事業所 (2025年10月31日現在)

	名称	所在地
当社	本社	東京都千代田区
Morpho China, Inc.	本社	中華人民共和国広東省深セン市

(10) 従業員の状況 (2025年10月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
166名	4名増

(注) 従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名	10名増	36.7歳	5.6年

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は出向者を含まず計算しております。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が10名増加しております。主な理由は、事業領域の拡大に伴う組織強化のための採用によるものであります。

(11) 主要な借入先 (2025年10月31日現在)

該当事項はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年3月28日付で、連結子会社であったTop Data Science Ltd.の株式の一部を譲渡したため、同社は持分法適用会社になりました。
- ② 当社は2025年12月12日開催の取締役会決議に基づき当社100%出資連結子会社であります株式会社モルフォAIソリューションズを経営資源の効率化等のため、2025年12月12日に合併契約を締結し、2026年4月1日付で吸収合併する予定です。

2. 株式に関する事項（2025年10月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 13,800,000株

(2) 発行済株式総数 5,508,500株
うち、自己株式数 256,075株

(3) 株主数 5,486名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
平賀 睿 基	514,628 株	9.79 %
株式会社ミツクウエア	220,700	4.20
松井証券株式会社	217,600	4.14
株式会社SBI証券	150,982	2.87
石橋拓郎	149,100	2.83
株式会社デンソーワー	141,900	2.70
高井正美	138,000	2.62
中村得郎	130,000	2.47
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	104,600	1.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	102,800	1.95

（注）1. 当社は、自己株式を256,075株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式（256,075株）を控除して計算しております。

3. 持株比率は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	3,103株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) ④非金銭報酬の内容」に記載のとおりであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年10月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	平賀督基	技術部門管掌、内部監査室室長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役、Morpho Taiwan, Inc. 董事
取締役	曾田誠	コーポレート戦略部管掌、Morpho China, Inc. 董事、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役
取締役	西山貴之	プロダクト開発部管掌、プロダクト開発部部長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho China, Inc. 董事、Top Data Science Ltd. 取締役、PUX株式会社 社外取締役
取締役	各務茂夫	開志専門職大学 学長、東京大学 特命教授
取締役	永田清人	Sequans Communications S.A. Vice President, General Manager Japan
取締役	秋山ゆかり	株式会社Leonessa 代表取締役、GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	桑村信彦	
監査役	上原将人	上原公認会計士事務所 所長
監査役	黒住哲理	東京丸の内法律事務所 パートナー、株式会社Colorkrew 監査役

- (注) 1. 2025年1月30日開催の第21期定時株主総会において、曾田誠氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 2. 取締役 各務茂夫氏、永田清人氏及び秋山ゆかり氏は社外取締役であります。
 3. 取締役 秋山ゆかり氏の戸籍上の氏名は、武井ゆかりであります。
 4. 2025年1月30日開催の第21期定時株主総会において、桑村信彦氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
 5. 監査役 桑村信彦氏、上原将人氏及び黒住哲理氏は、社外監査役であります。
 6. 監査役 上原将人氏は公認会計士及び税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 監査役 黒住哲理氏は弁護士の資格を有しております、法的な専門知識に関する相当程度の知見を有するものであります。
 8. 根岸秀忠氏は、2025年1月30日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
 9. 社外取締役 各務茂夫氏、永田清人氏、秋山ゆかり氏、社外監査役 桑村信彦氏、上原将人氏及び黒住哲理氏につきましては、東京証券取引所に對し、独立役員として届け出ております。
 10. 当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前		異動後		異動年月日
	役職名	担当及び重要な兼職の状況	役職名	担当及び重要な兼職の状況	
平賀督基	代表取締役社長	技術部門管掌、コーポレート戦略部管掌、内部監査室室長、コーポレート戦略部部長、Top Data Science Ltd. 取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役	代表取締役社長	技術部門管掌、コーポレート戦略部管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd. 取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役	2025年11月1日
平賀督基	代表取締役社長	技術部門管掌、コーポレート戦略部管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd. 取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役	代表取締役社長	技術部門管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd. 取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役	2025年1月30日

氏名	異動前		異動後		異動年月日
	役職名	担当及び重要な兼職の状況	役職名	担当及び重要な兼職の状況	
平賀督基	代表取締役社長	技術部門管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd.取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役	代表取締役社長	技術部門管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd.取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役、Morpho Taiwan, Inc. 董事	2025年2月1日
平賀督基	代表取締役社長	技術部門管掌、内部監査室室長、Top Data Science Ltd.取締役会長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役、Morpho Taiwan, Inc. 董事	代表取締役社長	技術部門管掌、内部監査室室長、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役、Morpho US, Inc. 取締役、Morpho Taiwan, Inc. 董事	2025年4月24日
曾田誠	取締役		取締役	コーポレート戦略部管掌	2025年1月30日
曾田誠	取締役	コーポレート戦略部管掌	取締役	コーポレート戦略部管掌、Morpho China, Inc. 董事、株式会社モルフォAIソリューションズ取締役	2025年1月31日
各務茂夫	取締役	特定非営利活動法人アイセックジャパン 代表理事・会長、一般社団法人日本ベンチャー学会 代表理事・会長、東京大学大学院工学系研究科教授、産学協創推進本部副本部長	取締役	特定非営利活動法人アイセックジャパン 代表理事・会長、東京大学大学院工学系研究科教授、産学協創推進本部副本部長	2025年1月1日
各務茂夫	取締役	特定非営利活動法人アイセックジャパン 代表理事・会長、東京大学大学院工学系研究科教授、産学協創推進本部副本部長	取締役	開志専門職大学 学長、東京大学 特命教授	2025年4月1日

(2) 社外役員に関する事項

区分	氏名	他の法人等の重要な兼職の状況 及び当社と当該他の法人等との関係	主な活動状況・社外取締役に期待される役割に関して行った職務概要
取締役	各務 茂夫	開志専門職大学 学長 同大学と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 東京大学 特命教授 同大学には当社から過去に技術提供をしていますが、当事業年度において同大学と当社との間に取引はありません。	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 主に長年にわたる東京大学産学協創推進本部等での豊富な経験とベンチャー企業の支援・育成等に関する専門的な知見から積極的な提言、助言等を行うなど、経営に対する監督機能強化や透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	永田 清人	Sequans Communications S.A. Vice President, General Manager Japan 同会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 主に通信業界における専門的知見や豊富な経験から積極的な提言、助言等を行うなど、経営に対する監督機能強化や透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	秋山 ゆかり	株式会社Leonessa 代表取締役 同会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 GMOグローバルサイン・ホールディングス 株式会社 社外取締役 同会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 主にグローバル企業やコンサルティング業界における専門的知見や豊富な経験から積極的な提言、助言等を行うなど、経営に対する監督機能強化や透明性の向上を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	桑村 信彦	該当なし	2025年1月30日就任以降に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会10回の全てに出席いたしました。 業務監査の観点から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の監査体制について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	上原 将人	上原公認会計士事務所 所長 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	黒住 哲理	東京丸の内法律事務所 パートナー 同事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社Colorkrew 監査役 同会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。	当事業年度に開催された取締役会18回全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が規定する最低限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主代表訴訟等の損害を当該保険契約で補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員並びに当社の一部グループ会社の取締役及び監査役であり、原則被保険者は保険料を負担しておりません。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、決定方針という。）として、指名・報酬委員会の答申・提言を受けて、下記事項について取締役会の決議により決定しております。

① 基本方針

当社の取締役の報酬等は、中長期的な成長や企業価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各々の職務と成果に基づく適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、執行役員を兼務する取締役の報酬等は、固定報酬（金銭）及び業績に連動する変動報酬（金銭及び株式）により構成し、執行役員を兼務しない社内取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととする。

② 固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の額は、職位や従業員との差異を意識しつつ、将来の業績見込みや過去業績に當てはめた際、ステークホルダーが納得できる水準とする。

③ 変動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針及び変動報酬に係る業績指標の内容

変動報酬は、金銭報酬及び株式による非金錢報酬から構成されます。支給される変動報酬の額又は数は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて毎年あらかじめ設定した成果目標に対する達成率に応じて0%から133.33%の係数を乗じて算定しております。成果目標は、グループ全体に係る成果目標及び各取締役の担当部門に係る成果目標が設定され、主な指標は、事業規模を重視した「連結売上高」や株主価値を重視した「連結ROE（自己資本利益率）」「目標株価」等のグループ全体に係る成果目標の評価割合が大きくなるよう設定しております。また、各部門を担当する取締役（CEOを除く。）については、担当部門に係る成果目標の評価割合が大きくなるよう設定されております。当事業年度における業績連動報酬に係る主要な指標目標は、連結売上高3,800百万円、連結ROE8.67%、目標株価2,270円であります。なお、実績については連結計算書類及び計算書類等に記載されたとおりであり、第22期末日の当社の普通株式の終値は938円であります。

当事業年度の業績連動報酬等として記載した金額は、2025年10月31日時点の主な指標目標の見込み額等に基づき引き当てた金額であります。実績に基づいて支給すべき金額と見込みに基づいて計上した金額

との差額については、次事業年度にて計上されます。

④ 非金銭報酬の内容

当社の執行役員を兼務する取締役は、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受ける。

当該報酬制度に基づいて対象取締役に対して譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、年額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。また、当社が対象取締役に対して新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年21,000株以内（当該株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は、本株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で、取締役会において決定する。

本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①割当日から3年間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とする。

また、対象取締役のほか、取締役を兼務しない当社執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給し、当社の普通株式を新たに発行又は処分する予定である。

⑤ 報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中長期的な成長や企業価値との連動性を高め、株主価値の向上をより重視するため、変動報酬の割合を大きく設定する。

具体的な割合の目安は、概ね以下のとおりとする（固定報酬を標準的な額とし、目標を100%達成した場合の報酬全体に対する割合（%）。それ以外の目標達成率の場合についてはこれを基準に定める。）。

	執行役員役位	固定報酬	変動報酬（金銭）	変動報酬（非金銭）
執行役員を兼務する取締役	CEO	69%	21%	10%
	上席執行役員	69%	21%	10%
執行役員を兼務しない取締役		100%	—	—

⑥ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、年俸の12分の1を毎月支給し、変動報酬は、各事業年度終了後、評価プロセスを経て決定し、当該事業年度分を一括して年1回支給する。

(7) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容については、本方針に従い、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定する。なお、指名・報酬委員会は、代表取締役社長及び社外取締役で構成されている。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、指名・報酬委員会による答申・提言を受けた上で、決定方針に沿った報酬の内容を定めており、それに基づき取締役個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(7) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数 (人)	
		基本報酬	業績連動報酬			
			金銭	非金銭		
取締役 (うち社外取締役)	72,556 (15,000)	59,025 (15,000)	9,022 (—)	4,508 (—)	6 (3)	
監査役 (うち社外監査役)	19,200 (19,200)	19,200 (19,200)	—	—	4 (4)	

- (注) 1. 上表には、2025年1月30日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2008年1月31日開催の第4期定時株主総会において年額150,000千円と決議しております（使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年1月31日開催の第18期定時株主総会において、当社の執行役員を兼務する取締役（付与対象取締役）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬の額として年額25,000千円以内、株式の上限を年21,000株と決議しております。当該定時株主総会終結時点の付与対象取締役の員数は3名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2008年1月31日開催の第4期定時株主総会において年額50,000千円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Morpho China, Inc.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告中の金額記載及び持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

平均値及び比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	3,249,845	流動負債	467,725
現金及び預金	2,525,433	買掛金	212,103
売掛金	594,109	未払法人税等	78,658
仕掛品	18,180	未払費用	15,971
前払費用	96,232	契約負債	7,362
未収還付法人税等	1,556	預り金	123,289
その他の	19,146	その他の	12,991
貸倒引当金	△4,813		17,348
固定資産	896,201	固定負債	58,652
有形固定資産	66,268	資産除去債務	1,252
建物	4,688	繰延税金負債	52,137
工具、器具及び備品	51,491	その他の	5,262
リース資産	10,088		
無形固定資産	296,712	負債合計	526,378
ソフトウエア	296,474	純資産の部	
その他の	237	株主資本	3,458,038
投資その他の資産	533,220	資本金	1,858,943
投資有価証券	477,693	資本剰余金	1,818,720
その他の	55,527	利益剰余金	113,123
		自己株式	△332,749
		その他包括利益累計額	161,630
		その他有価証券評価差額金	45,808
		為替換算調整勘定	115,821
		純資産合計	3,619,668
資産合計	4,146,046	負債純資産合計	4,146,046

(注) 千円未満は切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,359,633
売 上 原 価	1,515,920
売 上 総 利 益	1,843,712
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,797,865
営 業 利 益	45,847
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	9,893
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	23,546
助 成 金 収 入	23,328
そ の 他	3,946
	60,715
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	971
為 替 差 損	31,639
そ の 他	1,989
	34,600
経 常 利 益	71,962
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1,602
関 係 会 社 株 式 売 却 益	492
	2,094
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	74,056
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	65,891
法 人 税 等 調 整 額	85,739
当 期 純 損 失	151,631
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	△77,574
	△77,574

(注) 千円未満は切捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,160,466	流動負債	224,800
現金及び預金	1,526,876	買掛金	67,596
売掛金	514,455	未払金	85,759
仕掛品	17,421	未払法人税等	14,406
立替金	2,827	未払費用	6,862
前払費用	66,390	契約負債	41,477
その他の	37,308	預り金	8,698
貸倒引当金	△4,813	固定負債	21,469
固定資産	1,112,136	繰延税金負債	20,216
有形固定資産	30,844	資産除去債務	1,252
建物	3,767	負債合計	246,269
工具、器具及び備品	27,076	純資産の部	
無形固定資産	297,389	株主資本	2,980,525
ソフトウエア	297,152	資本金	1,858,943
その他の	237	資本剰余金	1,818,720
投資その他の資産	783,902	資本準備金	1,807,613
投資有価証券	289,597	その他資本剰余金	11,106
関係会社株式	444,666	利益剰余金	△364,390
長期前払費用	21,712	その他利益剰余金	△364,390
その他の	27,926	繰越利益剰余金	△364,390
		自己株式	△332,749
		評価・換算差額等	45,808
		その他有価証券評価差額金	45,808
		純資産合計	3,026,333
資産合計	3,272,603	負債純資産合計	3,272,603

(注) 千円未満は切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年10月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,096,463
売 上 原 価	603,388
売 上 総 利 益	1,493,075
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,556,267
営 業 損 失	△63,192
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,011
受 取 配 当 金	202,000
そ の 他	13,582
	217,594
営 業 外 費 用	
為 替 差 損	32,070
そ の 他	1,054
	33,124
経 常 利 益	121,277
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	149
関 係 会 社 株 式 売 却 益	24
	173
税 引 前 当 期 純 利 益	121,451
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	63,554
法 人 税 等 調 整 額	52,306
当 期 純 利 益	115,860
	5,590

(注) 千円未満は切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社 モルフォ
取締役会 御中

史 彩	監 査 法 人
東 京 都 港 区	
指 定 社 員	公認会計士 本 橋 義 郎
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 野 池 豪
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社モルフォの2024年11月1日から2025年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年12月19日

株式会社 モルフォ
取締役会 御中

史 彩	監 査 法 人
東 京 都 港 区	
指 定 社 員	公認会計士 本 橋 義 郎
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 野 池 豊
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社モルフォの2024年11月1日から2025年10月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年12月19日

株式会社モルフォ 監査役会
常勤監査役 桑村信彦㊞
(社外監査役)
社外監査役 上原将人㊞
社外監査役 黒住哲理㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、下記のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆さまのご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変動はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を1,758,943,950円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年4月1日（予定）

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を1,807,613,950円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年4月1日（予定）

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより振替後の繰越利益剰余金の額は0円になります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 364,390,138円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 364,390,138円

(3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年4月1日（予定）

第2号議案 吸収合併契約承認の件

1. 吸収合併を行う理由

当社の完全子会社である株式会社モルフォAIソリューションズ（以下、「AIS」）は、当社グループの戦略的事業領域のDX領域で事業を展開してまいりましたが、今般、組織の一体化により、意思決定の迅速化・浸透を図るとともに、経営資源の集中と効率化を進めることを目的として、当社を吸収合併存続会社、AISを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」）を行うことと致したく存じます。本合併に伴い、当社においては合併差損（抱合せ株式消滅差損）が生じる事が見込まれるため、会社法第795条第1項、第796条第2項ただし書、及び第795条第2項第1号に基づき、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社及びAISが2025年12月12日付で締結した吸収合併契約の内容は次のとおりです。

吸収合併契約書（写）

株式会社モルフォ（以下「モルフォ」という。）及び株式会社モルフォAIソリューションズ（以下「AIS」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

モルフォ及びAISは、本契約に従い、モルフォを吸収合併存続会社とし、AISを吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) モルフォ（吸収合併存続会社）

商号：株式会社モルフォ

住所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

(2) AIS（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社モルフォAIソリューションズ

住所：東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

モルフォは、本合併に際して、AISの株主に対して、モルフォの株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（モルフォの資本金及び準備金の額）

本合併に際し、モルフォの資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併が効力を生ずる日等）

1. 本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、モルフォ及びAISは協議の上、これを変更することができる。
2. モルフォは、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、本契約の承認その他本合併に必要な事項に関する承認を得る。効力発生日の前日までに、モルフォの株主総会におけるこれらの承認が得られないときは、本契約はその効力を失う。
3. AISは、本合併が会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすため、本契約に関し、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第 6 条（会社財産の承継）

モルフォは、効力発生日において、効力発生日の前日におけるAISの全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第 7 条（会社財産の管理等）

モルフォ及びAISは、本契約締結後、効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、モルフォ及びAISは、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第 8 条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、モルフォ及びAISの資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又はその他本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（秘密保持）

モルフォ及びAISは、本合併に関し、本契約の内容、本合併に係る協議・交渉経緯・内容及び相手方から開示される一切の情報（次の各号に掲げる情報を除き、以下「秘密情報」と総称する。）につき、相手方の書面による事前の承諾なく、弁護士、公認会計士、税理士及び財務アドバイザー以外の第三者に開示又は漏洩してはならず、本合併の検討以外の目的で使用してはならない。ただし、法令若しくは金融商品取引所の規則又は裁判所の決定に基づき開示を要求される場合には、必要最小限の範囲で開示することができる。

(1) 受領した時点で公知であった情報又は受領後に受領者の責めに帰すべき事由によることなく公知となった情報

- (2) 受領した時点で、受領者が既に保有していた情報
- (3) 受領者が別途正当な権限を有する第三者から適法にかつ守秘義務を負わずに取得した情報
- (4) 受領者が秘密情報によらずに独自に取得した情報

第 10 条（公表）

モルフォ及びAISは、相手方の事前の同意なく、本合併の検討内容について公表せず、プレス・リリースその他の公表の内容、時期及び方法については、モルフォとAISとで別途協議の上、合意する。

第 11 条（合意管轄及び準拠法）

- 1. 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 2. 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法令に準拠する。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、モルフォとAISとで協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書1通を作成し、モルフォ及びAISが記名押印の上、モルフォは原本を、AISはその写しを、それぞれ保有する。

2025年12月12日

（モルフォ）

住 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

会社名 株式会社モルフォ

代表者 代表取締役社長 平賀 睿基 印

（AIS）

住 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

会社名 株式会社モルフォAIソリューションズ

代表者 代表取締役社長 古川 祐督 印

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

（1）合併対価の相当性に関する事項

当社は吸収合併消滅会社であるAISの発行済株式の全部を所有しているため、本合併により株式そ

の他の対価の交付は行いません。また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の増加はありません。

(2) 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) AISの最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併消滅会社であるAISの最終事業年度に係る計算書類等は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。招集ご通知1ページに記載のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

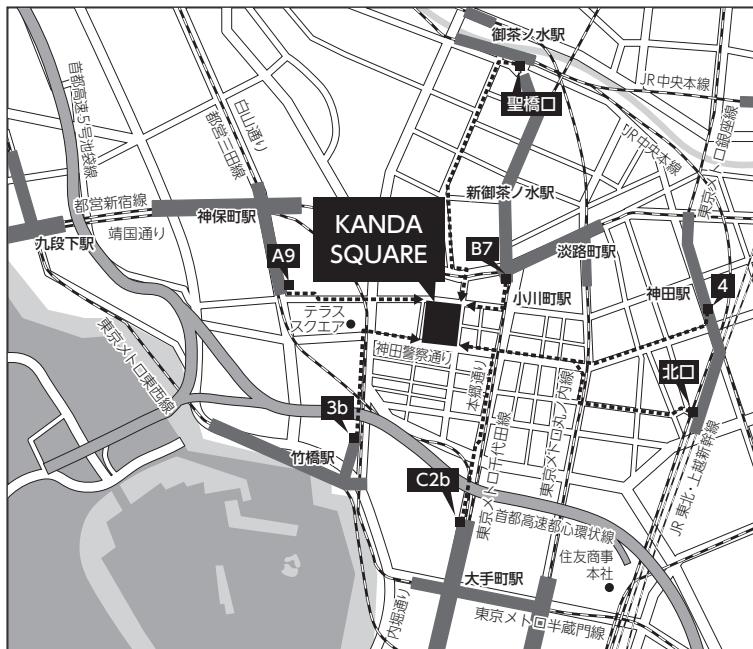
なお、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める吸収合併に係る事前開示事項の公表時点において、AISの2025年10月期に係る計算書類等は同社株主総会での承認を経ていないことから、2024年10月期の計算書類等を掲載しております。

(4) 合併当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事項

該当事項はありません。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号
KANDA SQUARE 3階 「ROOM」

最 寄 駅：都営新宿線「小川町駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線「淡路町駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B7出口より	徒歩3分
東京メトロ東西線「神保町駅」A9出口より	徒歩5分
東京メトロ東西線「竹橋駅」3b出口より	徒歩6分
東京メトロ千代田線「大手町駅」C2b出口より	徒歩8分
J R 中央・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口より	徒歩9分
J R 各線「神田駅」4番出口／北口より	徒歩10分

会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますよう、お願ひいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。